別表第二　人事院規則一―六四の一部改正に関する表（第一条第二号関係）

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～七　（略） 八　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項又は第十九条の三第一項の規定により派遣されている職員 九～十一　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～七　（略） 八　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣されている職員 九～十一　（略）

改正後				改正前		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）	第十二条第二項の協議に関する文書等	取得の日	五年	規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）	第十二条第二項の協議に関する文書等	取得の日	五年
	第十三条各項の報告の文書等	取得の日	三年		第十三条各項の報告の文書等	取得の日	三年
規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）	第十二条第二項の協議に関する文書等	取得の日	五年				
	第十三条各項の報告の文書等	取得の日	三年				
備考 一～三　（略）				備考 一～三　（略）			

改正後				改正前		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第十七条第五項の申出の文書等	第三条第一項の要請の文書等	派遣の終了した日	三年	第十七条第五項の申出の文書等			
	第四条第一項、第四項又は第五項の同意の文書等						
	第四条第一項の取決めの文書等						
	第四条第五項の申出の文書等						
規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）	第十二条第二項の協議に関する文書等	取得の日	五年	規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）	第十二条第二項の協議に関する文書等	取得の日	五年
	第十三条各項の報告の文書等	取得の日	三年		第十三条各項の報告の文書等	取得の日	三年
備考 一～三　（略）				備考 一～三　（略）			